

教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価報告書

豊能町教育委員会
令和8年8月

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書目次

1.	はじめに	2
2.	点検・評価方法	2
3.	教育委員会の活動状況	3-4
4.	点検・評価の内容	5
5.	学識経験者からの意見・要望等	5-13

教育委員会の点検及び評価について

1. はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」においては、「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして同法第26条の規定に基づき、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価をすることが義務付けられている。また、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出し、公表しなければならないとされている。その際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされている。

本報告書は、同法により、効果的な教育行政の推進を図るとともに、町民への説明責任を果たすために、令和7年度の豊能町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施し、報告するものである。

2. 点検・評価方法

豊能町教育委員会が執行している全ての事務・事業について、全庁的に実施している事業評価を活用し、点検・評価することを基本とし、報告書を作成した。

また、点検及び評価に当たっては、1名の学識経験者から点検及び評価に対する意見・要望等を聴取し、その知見の活用を図るものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3. 教育委員会の活動状況

本町教育委員会は、教育長と5人の委員で構成し、学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関することや教育財産の管理に関すること、学校の教育課程、学習指導、生徒指導、子ども・子育て支援、生涯学習に関すること等について、管理、執行している。

本町教育委員会としては、教育委員会会議において慎重な審議を行うとともに、保幼小中一貫教育推進に向け、現状の把握や課題の解決に努めるなど、教育行政の推進を図ってきたところである。

(1) 教育委員会会議の状況【令和7年度】

開催回数		付議案件	
定例会	臨時会	議案	承認
12	0	34	5

(2) 研修会等への参加

- ・市町村教育委員会連絡協議会研修会 5月21日（水） 対面
講演会 テーマ：「子どもたちの主体性を伸ばすグッドコーチング」
講師：大阪体育大学 教授 土屋裕睦 氏
- ・市町村教育委員会研究協議会
分科会に分かれて各テーマについて研究協議を実施。
【前期】第1回 6月26日（木） オンライン
○教育委員会の機能強化・活性化について
○地域と学校の連携・協働について
- ・市町村教育委員会連絡協議会研修会 1月27日（火） 対面
講演 演題：
「なぜ子どもたちは傷つけ合うのか ―現代特有の環境と盲点を考える」
講師：石井光太 氏

(3) 主催事業等への参加

学校等視察訪問（1学期）	6月30日（月） 7月 2日（水）、3日（木）、4日（金）
学校等視察訪問（2学期）	11月12日（水）、13日（木）、27日（木） 12月10日（水）、11日（木）
豊能町はたちのつどい	1月12日（月）

(4) 総合教育会議

3月15日（日）
「義務教育学校の開校に伴う現状と課題、今後の教育について」

(5) 今後の活動

令和7年度の諸活動の点検・評価を踏まえ、令和8年度の豊能町教育指針において、「未来を拓く教育」を目指し、以下の重点目標を掲げて取り組む。

1. 保幼小中一貫教育グランドデザインに基づいた取り組み
2. 保育所及び幼稚園の再編に向けた取り組み
3. 乳幼児期の保育・教育の推進
4. 子育て支援・児童虐待防止の取り組み
5. 学校の教育力の充実
6. 障害のある子どもの自立支援
7. 豊かでたくましい人間性のはぐくみ
8. 健やかな体のはぐくみ
9. 教職員の資質・能力向上
10. 学校の組織力向上と開かれた学校づくり
11. 安全で安心な学びの場づくり
12. 家庭教育の支援の充実
13. 豊能町の文化・歴史・風土を生かした体験活動の推進

■ 教育委員会 構成

令和8年8月現在

	氏 名	任 期
教 育 長	板倉 忠	令和6年4月 1日～令和9年3月31日
委 員 (教育長職務代理者)	宮崎 純光	平成27年10月23日～令和9年10月22日
委 員	馬渡 秀徳	令和3年10月23日～令和11年10月22日
委 員	小松 郁夫	令和4年10月23日～令和8年10月22日
委 員	増田 ゆか	令和6年10月23日～令和10年10月22日

4. 点検・評価の内容

(別冊) 令和7年度 事業評価・主要施策成果報告書

- (1) 教育総務課 (令和7年度 事業評価・主施策成果報告書 P179～199 参照)
- (2) 義務教育課 (令和7年度 事業評価・主施策成果報告書 P200～206 参照)
- (3) こども育成課 (令和7年度 事業評価・主施策成果報告書 P207～213 参照)
- (4) 生涯学習課 (令和7年度 事業評価・主施策成果報告書 P214～227、269 参照)

5. 学識経験者からの意見・要望等

点検及び評価を行うにあたって、学識経験者として下記の者から聞き取りや意見交換をもとに点検・評価に対する意見を得た。

兵庫教育大学 大学院学校教育研究科 教授 鈴木 正敏

このたび、豊能町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）より、地方教育行政の組織および運営に関する法律に基づき教育委員会が行う点検および評価について、外部有識者として意見を提示することの依頼を受けた。これを受けて、評価報告書(案)等の資料を検討し、事務局の各事業担当者と意見交換を行った。

その結果、教育委員会は令和7年度において、教育に関する事業を適切かつ公正に管理・執行し、その改善に務めていることを見ることができた。以下、項目を立てて詳細の意見を述べる。

1. 教育総務課主担事業

(1) 教育委員会及び事務局の活動について

教育委員会としては、教育委員会会議の定例会を定期的を開催し、12回の会議において慎重な審議を行っている。令和6年度に引き続き、会議や研修会などに積極的に参加されている。また、町内においては全校園所に各2回ずつ学校園訪問が行われている。その他にも運動会や公開授業への出席が積極的に行われており、適切に活動が行われているといえる。

(2) 学校教育に関する内容について

・小中一貫校施設整備事業について

これまで学校園の再配置については、議論を重ねてきた件であるが、令和8年度に東西地区それぞれに義務教育学校を設置することを目指し、整備が進められている。とよの東学園については、令和7年度、令和8年度にわたって工事を進める形となったが、教室などが整備されている。令和8年度にも工事箇所が残されているが、教育活動が円滑に進められるよう配慮されている。また、とよの西学園については、令和6年度より工事が始まり、無事に令和8年4月の開校までに間に合っている。今後はとよの東学園、とよの西学園ともに、小中一貫校としての機能を十分に果たすべく、

円滑に運営できるよう努力していただきたい。

・小中一貫校校内ネットワーク改善・構築事業、情報機器等更新事業について

令和8年4月に開校する東西義務教育学校のネットワークについては、今までネットワーク速度が著しく遅かったり、あるいは接続できなかったりするケースが多かったとのことであるが、令和8年4月の開校にあわせ、単独回線を構築し、国が推奨するネットワーク速度を確保する整備を行うことができたということは高く評価できる。また、令和2年度に整備された一人1台端末について、5年が経過したことで更新の必要性が出てきた。その際、スケールメリットを活かした府内の共同調達により、更新整備ができたことは喜ばしいことである。専用ネットワークの整備による回線速度の改善に伴って、さらなる活用が望まれる。

・学校施設環境の整備について

施設の面では、豊能町学校等施設個別施設計画（令和3年2月策定）に基づきつつ、公共施設再編検討委員会における施設の統廃合・再配置の方向性や進捗状況をみながら施設改修の優先順位を決め実施されている。令和7年度は令和6年度に引き続き、さまざまな改修が行われている。しかしながら、小中学校の令和8年度の統合ならびに西地区の幼稚園・保育所の民営化を見据えて、必要最低限の維持管理となっている。令和7年度において主に行われた改修は、以下の5点である。

- ▶吉川保育所幼児用トイレ取替修繕
- ▶東能勢小学校給食室食器洗浄機修繕
- ▶東ときわ台小学校受水槽修繕
- ▶吉川中学校サッカーゴール修繕
- ▶東能勢中学校体育館照明器具取替修繕

このように、各施設の学習環境を維持するための各種修繕は行われているが、義務教育学校の管理運営と西地区幼稚園・保育所の民営化を見据え、施設の改修等の優先順位をしっかりと見極め、進めていくことが肝要となってくる。また、廃校後の小学校の利活用について、地域の拠点であった実態を踏まえ、地域住民に受け入れられ、喜んでいただけるよう、取り組んでいただきたい。

・教職員の働き方改革について

豊能町においてもこれまで様々な取り組みが行われてきた。教員の負担軽減や環境改善については、留守番電話の導入、夏季休業期間中の学校閉庁日の導入、校務支援システムの更新等が行われてきた。とりわけ、とよの東学園・とよの西学園の開校に際しては、初年度の運営や事務について周到な準備が必要と思われる。また、不測の事態になることも考えられるので、慎重に取り組んでいただきたい。

また、部活動の地域展開については、令和8～10年度を移行期間、令和11年度の制度完成を目指されているが、その手法については近隣の先行事例などを検討しながら、最適な移行方法を模索していただきたい。すでに複数の協力団体が手を挙げておられるとのことなので、地域全体を巻き込んで豊能モデルの構築に努力していただきたい。

- ・中学校給食（デリバリー方式）の残渣の改善について

平成 26 年度の中学校給食導入以来、給食残渣については様々な取り組みを行った結果、徐々に改善しているといえる。令和 4 年度からは東能勢小学校 5・6 年生の給食がデリバリー給食に移行している。義務教育学校の開校により、令和 7 年度でデリバリー方式は終了となるが、令和 4 年度～令和 7 年度における栄養教諭（デリバリー加配教諭含む）を中心とした残渣解消の取り組みにより、4 年連続で 20%を下回っていることは評価できる。とりわけ、令和 7 年度は 15.7%となっており、かなり低くなっているといえる。今後はデリバリー方式ではなく、共同調理場からの配送となるが、引き続き魅力ある給食の提供を図っていただきたい。

- ・中学校給食の無償化について

国内外の情勢により物価高騰が続く、給食食材も値上がりしているところではあるが、必要な栄養価を確保しながら、保護者負担の軽減を図るよう公費負担により対応している点は評価できる。中学校給食については完全無償化となり、保護者としてもありがたい取り組みであるといえる。自主財源によるものであるため、町財政には負担をかけているといえるが、子育てにとって魅力ある町づくりに貢献しているといえる。

また、小学校給食についても令和 8 年度より無償化がスタートするとのことであるが、基準額を超える部分は市町村負担ということで、基準額の見直しや負担のあり方について各所に要望を行っていただきたい。

2. 義務教育課主担事業

義務教育課の事業としては、学校教育充実事業、学校運営事業、人権・地域教育充実事業、児童生徒健全育成充実事業、そして保幼小中一貫教育推進事業などがあり、さまざまな事業が着実に実施されている。

(1) 学校教育の充実に関する内容について

- ・学校教育充実事業について

教職員の資質向上のための研修会が実施され、充実した研修が実施できているといえる。特に教員の授業力向上に向けて、「自己調整学習」や「授業のユニバーサルデザイン」をテーマにした研修などを義務教育課が主催して実施されており、改訂される新たな学習指導要領に対応した研修が行われていることは高く評価できる。今後もこのような有意義な研修を工夫して行っていただきたい。

- ・学力向上事業について

児童・生徒の学力向上をめざし、新任教員や経験の浅い教員に指導を行う 1、2 年目教員育成指導員や経験のある学力向上支援員を配置し、教員の授業力向上に注力されている。とりわけ、近年は学校を構成する教員の若返りに伴い、こうした指導力向上の必要性が増してきている。その点でこうした取組は意義あるものであると考えら

れる。令和7年度も、全国学力・学習状況調査に加えて、町独自の学力・体力・生活調査について調査が行われ、小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒一人ひとりの成果と課題が把握されている。しかし、学力調査に関しては国や大阪府の学力調査もある中で重複する部分も多く、町独自の調査については、次年度は実施内容の見直しを行うこととされている。国や府の調査との重複を避けながら、町として細かく児童生徒の実態を把握できるよう、今後も引き続いて検討を重ね、これらの調査をもとにより一層の学力向上を目指していただきたい。

・GIGA スクールサポーター配置支援事業について

前年度に引き続き実施されている。ICT 技術者が配置され、普段の教育活動に活かされている。次期学習指導要領の改訂と、その実施が迫る中、国の方針でもあるデジタル教科書の推進にも対応していけるようにしていきたいとのことで、今後のさらなる充実につなげていただきたい。

(2) 人権・地域教育の充実に関する内容について

・いじめ問題等対策推進事業について

いじめの未然防止、いじめ防止に向けての啓発推進のため、学校等支援指導員の配置を行っている。また、重大事案発生時に備え、専門家を招聘し、教育問題等調査委員会を立ち上げ、定期的に学校現場での児童生徒の生活状況に関して情報共有を行い、早期発見、早期対応につながる助言を専門家から受け取っている。こうした支援員や専門家の配置・活用は教員だけでは対応が限られてくる現場において重要であるといえる。

・いじめ重大事態調査事業について

いじめ防止対策推進法に基づき、重大事案が発生した際に、事実関係を明確にするための聞き取り調査や調査会議を適切に実施することができている。調査により明確になった事実について調査報告書を作成し、再発防止につなげるようにされており、それぞれの事案について真摯に取り組まれているといえる。

(3) 児童生徒健全育成の充実に関する内容について

・多様な学びの場整備事業について

不登校児童生徒の学びの場の一つとして、町教育支援センター（町内適応指導教室）の室内環境等が整備されている。これは、今後、福祉部局との連携を図り、町として「こども総合支援センター」の設置を視野に入れてのものであるということで、長期的な見通しをもった取組であるといえる。しかしながら、令和7年度時点では連携を進めるためのシステムの構築や、福祉部局と共有する施設等の整備を進めるまでには至らなかったとのことである。今後はそのシステム構築に向けたプロジェクトチームを結成するなど、連携に向けた一歩踏み込んだ方策を進めていく必要があると考えられており、将来の部局間の緊密な連携が期待できる。

(4) 保幼小中一貫教育の推進に関する内容について

・保幼小中一貫教育推進事業について

令和8年4月の義務教育学校の開校に向けて、東西それぞれの中学校区に設置している学校運営協議会において、顧問の指導助言を受けながら準備が進められ、校旗、校歌、ガイドブックの作成なども行い、無事開校を迎えることができている。

・豊能町立小中学校記念事業補助金交付事業について

令和7年度に東能勢小学校が創立150周年、東能勢中学校が創立78周年を迎えるにあたり、記念事業「ありがとう東能勢『周年記念・未来祭』」が実施されている。そして、この記念事業の目的でもあった、子ども・保護者・地域の方や教職員が育んできた小・中学校への愛着を令和8年4月開校の義務教育学校「豊能町立とよの東学園」につなげるということも達成されている。記念事業では、記念誌の作成、横断幕の作成、プロモーションビデオの作成や記念イベントが実施されており、それらを実行する財源としてふるさと納税で納入された寄付金が補助金として活用されている。こうした取組によって、これまで地域に培われてきた郷土愛・学校愛を損ねることなく、これまでの歴史を振り返ることができていることは、素晴らしいといえる。これまでの各校の歴史やいとなみが新しい義務教育学校の中に根付き、発展していくことを願いたい。

3. こども育成課主担事業

こども育成課の事業としては、吉川保育所運営事業、ひかり幼稚園運営事業、ふたば園運営事業、留守家庭児童育成室管理事業、幼児教育・保育の充実事業、子育て支援環境の充実事業、及び子ども・子育て支援事業の7事業が行われている。

・吉川保育所、ひかり幼稚園、ふたば園運営事業について

吉川保育所においては、昨年度更新した給食室の食器洗浄機に引き続き、ガス式コンベクションオーブンの新規備品との入れ替えが行われている。また、他にも施設的安全点検と環境整備が行われている。また、ひかり幼稚園ならびにふたば園についても、適切に設備・施設の保全が図られており、順当に保育が行われている。

しかしながら、どの所園も保育者不足が依然課題となっている。令和7年度も人材派遣会社と労働者派遣契約を結び、吉川保育所では8名、ふたば園では1名の保育者派遣を受けている。また、吉川保育所では直接的な保育業務以外の簡易業務をシルバー人材センターに委託し、保育者の業務負担軽減が図られている。どの自治体・所園でも、保育者不足は慢性的に課題となっており、シルバー人材の活用や潜在保育士の掘り起こしなど、少しでも保育者や子どもたちの負担を減らすよう引き続き努力していただきたい。

・留守家庭児童育成室管理事業について

就労・疾病等の理由により、放課後や長期休暇中、家庭において保護者が留守となる児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成が図られてい

る。その中で、放課後わくわく教室との連携や、お楽しみイベントを引き続き実施し、利用児童の満足度向上につなげる工夫がなされている。三季休業中のお楽しみイベントを実施するボランティアを募集し、試行的に光風台留守家庭児童育成室で実施するなど、新たな取組も行われており、質の向上が図られているといえる。

運営面では、令和8年4月より東西両地区に義務教育学校が開校することに伴い、留守家庭児童育成室についても、施設整備や運営方法の検討と準備が行われている。西地区においては、とよの西学園校舎内に定員100人のとよの西留守家庭児童育成室を開室することや、東地区においては、東能勢留守家庭児童育成室を継続利用するため、校舎とは離れた立地となることから、運営方法の一部見直しが行われている。また、保護者の要望を踏まえ、令和8年4月より毎月第2土曜日に加えて第4土曜日も開室することとも計画されている。学校自体が大きな変革期を迎えることから、今後も新たな運営方法や人員確保、環境整備など、引き続き将来に向けた計画を立てていきたい。

・幼児教育・保育の充実事業について

研究指定制度に基づき、学識経験者や学力向上指導員の協力を得て、主体的に研究活動に取り組み、子どもの主体的な学びにつながる保育実践を行うための研修が積極的に行われている。子どもの主体的な学びにつながる保育の実現をねらいとし、所園内研修の体制整備を図り、学力向上指導員や幼児教育アドバイザーを活用し、研究活動が主体的に実施されている。さらに、子ども理解を深め、不適切保育を防止するための研修を3所園で通年実施し、人権保育の視点から保育士や幼稚園教諭の資質向上に努められている。また、異年齢保育の開始に向けて、他市のこども園を見学し、先行事例の研修を受けることなどにより、町立施設に適した異年齢保育のあり方を取りまとめられている。こうした継続的な取り組みは豊能町の強みであり、評価に値するものである。課題としては、架け橋プログラムなどを含めた0歳から15歳までを見通した保幼小中一貫教育のカリキュラムを作成することで、指導の統一性・発展性を重視した取り組みを推進することである。今後は、幼児教育アドバイザーの資質向上を図り、所園内研修の実施にあたって自ら課題を見つけ、解決策を実践していく組織体制の構築を目指していきたい。

・子育て支援環境の充実事業について

言語聴覚士・作業療法士・理学療法士など、障害のある児童に関する専門知識を有する巡回相談員を学校園所に派遣し、発達障害を含む障害のある児童生徒に対する指導内容や支援の方法について助言を受け、一人ひとりのニーズに応じた支援を行うようにされている。令和7年度については、相談件数は令和6年度と同様、50件にのびている。また、放課後留守家庭児童育成室と放課後子ども教室が連携し、多様な学習、体験活動、交流を実施することができており、合計136回にわたり活発に行われている。このように子どもたちの豊かな学習体験が保障されていることは評価したい。

・子ども・子育て支援事業について

豊能町の子ども・子育て環境においては、教育・保育給付や幼児教育・保育の無償化について円滑に実施されており、経済的に安定して子育てができるようになっている。また、子ども・子育て審議会を開催し、町全体の子ども施策の実施が滞りなく行われていることは意義深いと考える。

西地区の認定こども園の設置については、令和4年1月の「豊能町子ども・子育て審議会」の答申を受け、令和4年7月に開催した総合教育会議において、運営形態については公私連携幼保連携型認定こども園とし、運営主体は民間法人とすることを基本路線としている。認定こども園の設置場所については、西地区公共施設再編計画とあわせて検討した結果、現在の第2総合駐車場付近に設置することとし、設置時期については令和11年4月開園とすることが決定された。その上で豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会を4回開催し、公募により社会福祉法人桃林会が運営法人候補者として選定された。今後は、認定こども園設置に向けて、教育委員会だけでなく、町内外の関係部署と連携し、順当に計画が進められるよう、進捗管理も含めて、慎重に進めていっていただきたい。また、認定こども園の設置については、運営法人候補者と協定を締結し、保護者、法人、町で構成する三者協議会等で十分に協議を行いながら、開園に向けた準備を滞りなく進めていっていただきたい。

4. 生涯学習課主担事業

生涯学習に関する内容については、引き続き生涯学習課を中心としてさまざまな事業が行われている。

・生涯学習推進事業について

実行委員会主催による「文化祭」は、2日間にわたって開催され、公民館利用団体やボランティア青少年育成団体、文化展出展者などの展示発表やパフォーマンスが行われている。展示部門は30団体、出展者数190名であり、パフォーマンスは13団体、参加者165名で、盛会であったことが窺える。その際、54団体について活動紹介書を掲示し、活動支援と情報提供が図られた。

・青少年健全育成事業について

「森と遊ぼう」と「はたちのつどい」が行われている。

・西公民館管理事業、中央公民館管理事業について

通常の運営がなされている。両方とも、利用者人数が令和6年度と比べ増加しており、活用されていることが窺える。中央公民館では利用率の低い部屋を児童に開放するなど、工夫されている。

・図書館運営事業について

「図書館をもっと身近に暮らしのなかに」を合言葉に新たな取組や情報発信が実施されている。その上でアウトリーチサービスの実施やデジタルアーカイブの拡張、利

便性の向上が図られている。

アウトリーチサービスについては、人員の不足もあり、規模が縮小したものもあるが、図書館利用が困難な子育て世代への「出前」的な活動（アウトリーチサービス）として、子育て支援センターを拠点にお話し会や絵本の長期貸出事業を実施することで、子どもの読書環境の充実を図り、新たな図書館利用につなげる取り組みが行われている。

デジタルアーカイブについては、新たに学校や自然、コロナ禍中の様子といった新規コンテンツを展開したほか、町内学校に向けて、学習内容となる可能性のあるテーマごとに蔵書とアーカイブ内容を対照させた学校向けセット貸出事業を構築することが行われている。

利便性の向上については、図書館システムのバージョンアップ作業により、スマートフォン等の携帯型端末に図書館での貸出・予約・期限延長に必要な web 利用券の出力が可能となったことに加え、託児サービスの試行開始を行い、子育て世帯向けの利用促進につなげられている。それらの周知を含め、広報令和 8 年 4 月号に巻頭特集頁を設け、各種便利機能の紹介が行われている。こうした取組によって、図書館の有効な活用がなされていくと考えられる。

・図書館管理事業について

冷温水膨張管修繕修復工事と新規に授乳室用個室ブース購入設置がなされており、利便性の向上と利用促進が図られている。

・ユーベルホール管理事業について

屋上の防水改修工事実施設計委託や、ホールピンスポットライト修繕、冷温水機湯調器コントローラ修繕などがされており、円滑な施設管理がなされているといえる。

・文化振興事業について

ユーベルロビー登録者によるロビーコンサート（10 回）やフィルハーモニック・ウインズ大阪によるホールコンサート（5 回）及びロビーコンサート（3 回）、ユーベル寄席、ユニバーサルフルートオーケストラジャパン公演、スタインウェイピアノ演奏体験（4 回）などが行われ、ホールの有効活用がなされている。今後も、文化振興の発展に寄与していただきたい。

・文化財保護事業について

埋蔵文化財踏査 2 件、文化財確認調査 1 件が行われている。今後は講座等の開催や文化財に触れる機会の提供、担当職員の後継者育成、そのための財源確保に努めていただきたい。

・郷土資料館管理事業について

資料館の来館者が 303 人と、令和 6 年度より増加していることは喜ばしいことである。館内で季節に応じた展示を行うとともに、図書館と連携し郷土資料の貸出展示を

行うなど、さまざまな工夫がなされている。

- ・体育施設管理事業について

効率的な運営を図るため、ふれあい広場及びスポーツ広場において、管理委託を実施し、大きなトラブルもなく円滑に運営できたということは、評価できる。また、シート管理事業においても、令和4年度から同一の指定管理者で運営が行われており、冷温水系統設備等更新工事やプール屋上改修工事なども含め、順当に運営が進められているといえる。

- ・生涯スポーツ推進事業について

とよのスポーツフェスティバルやフロアカーリング大会が行われるなど、盛会であったことが窺える。今後は、人口減少、高齢化が進む中、新たな参加を呼び起こすような試みをしていく必要があると考えられる。

5. おわりに

以上、検討した結果、豊能町教育委員会の事業に関しては、着実に実施されていることが感じられた。課題に向き合いながら、各事業が適正かつ効果的に行われていると考えられる。とよの東学園・とよの西学園の両義務教育学校の運営や西地区の認定こども園の設置についても、引き続きより良いものにできるよう、計画的に取り組んでいただきたい。地域住民の積極性やあたたかさという、豊能町の良さを活かし、人的・地域的資源の積極的活用も含め、子どもと大人がともに育つ町として、今後とも尽力いただきたいと考える。